

みやぎ被災者生活 支援ガイドブック

このガイドブックは、被災者の皆様の生活を
中心とした支援に関する大まかな内容と問い
合わせ先を掲載しています。

詳しい内容・情報については、掲載している
各担当部署等へお問い合わせください。

平成23年12月時点のものであり、今後、変わることがあり
ますので、ご留意願います。

事業主としてお知りになりたい情報については、お近くの
商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合等にお問い
合わせください。

宮城県

目 次

1	お金のこと	1
1-1	災害弔慰金	1-10 児童扶養手当
1-2	災害障害見舞金	1-11 特別児童扶養手当
1-3	勤労者向け地震災害特別融資	1-12 子ども手当
1-4	災害援護資金貸付	1-13 震災遺児・孤児向けの奨学金など
1-5	生活復興支援資金貸付 (生活福祉資金貸付)	1-14 税金
1-6	義援金	1-14-1 住宅・家財などに被害を受けた方
1-7	生活保護	1-14-2 自動車に被害を受けた方
1-8	母子寡婦福祉資金貸付	1-14-3 個人事業者
1-9	火葬等費用の還付	1-14-4 法人
		1-14-5 その他
2	住まいのこと	13
2-1	仮設住宅供与期間	2-4 公営住宅
2-2	被災者生活再建支援	2-5 住まいについての相談窓口
2-3	災害復興住宅融資	
3	仕事のこと	15
3-1	緊急雇用創出	3-6 仕事探し・就職に向けた各種支援
3-2	緊急雇用対策訓練	3-6-1 就職支援機関
3-3	労災保険の特例支給	3-6-2 就職支援メニュー (被災者等再就職支援対策)
3-4	未払賃金立て替え	
3-5	雇用保険支給期間の延長	
4	心と身体のこと	20
4-1	保健福祉医療一般	4-1-9 がん患者・家族の方が相談したい とき
4-1-1	医療保険の減免	4-1-10 歯や口腔の相談 (歯科口腔保健支援事業)
4-1-2	夜間の子どもの医療相談	4-1-11 栄養や食生活の相談 (食生活支援事業)
4-1-3	休日・夜間の急病や、ケガをした とき	4-1-12 運動指導等を受けるには (リハビリテーション支援事業)
4-1-4	薬について知りたい	4-1-13 リハビリテーション相談とは
4-1-5	薬局を探したい	
4-1-6	医療相談窓口	
4-1-7	難病患者や家族が日常生活の相談 をしたいとき	
4-1-8	女性医師による女性の健康相談を 受けるには	
4-2	こころ	4-2-3 アルコール問題等の相談
4-2-1	心の相談	4-2-4 薬物乱用に関する相談
4-2-2	「みやぎ心のケアセンター」とは	
4-3	高齢者の保健福祉	4-3-4 介護保険サービスを利用するには
4-3-1	高齢者に関する心配ごと等の相談	4-3-5 介護保険で利用できるサービス
4-3-2	高齢者の介護や保健・福祉サー ビスの利用に関する相談	4-3-6 介護保険の減免
4-3-3	介護保険	

4-4 児童の保健福祉	
4-4-1 発育・発達に関する不安や悩みごとの相談	4-4-7 未成年後見人制度
4-4-2 子どものことの相談	4-4-8 里親制度
4-4-3 子どもの心のケア	4-4-9 乳幼児医療費助成
4-4-4 保育所に子どもをあずけるには	4-4-10 障害のある子どもの自立支援医療 (育成医療)
4-4-5 一時的・断続的に保育所に子どもを預けるには	4-4-11 未熟児養育医療
4-4-6 保育料の減免・免除	4-4-12 妊産婦への支援
4-5 母子(父子)家庭, 婦人の福祉	
4-5-1 母子(父子)家庭の相談	4-5-3 母子(父子)家庭が医療費の助成を受けるには
4-5-2 女性の悩み事を相談するには	4-5-4 母子家庭の就業支援
4-6 障害者の保健福祉	
4-6-1 障害についての相談	4-6-3 視聴覚障害者に対する支援
4-6-2 障害児(者)を一時的に預かってもらうには	
5 子育て・教育のこと 4 6	
5-1 子どもたちがのびのびと遊べる場所は	5-7 県立高等学校及び県立中学校に係る入学金・入学者選抜手数料・寄宿舎料の免除
5-2 子どもからの相談窓口	5-8 高等学校等育英奨学資金貸付 (東日本大震災被災者対象拡充)
5-3 教育相談 (スクールカウンセラー等)	5-9 高等学校定時制課程・通信制課程 修学資金貸付
5-4 みやぎっこ応援カード	5-10 公立大学法人宮城大学の入学金・ 授業料減免
5-5 被災幼児就園支援	
5-6 被災児童生徒就学支援	
6 その他相談等 5 2	
6-1 震災関連消費生活相談	6-7 地上デジタル放送
6-2 警察相談ダイヤル	6-7-1 地上デジタル放送全般
6-3 営農の再開に関する相談	6-7-2 地上デジタルテレビチューナー無償給付
6-4 農林水産関係の相談	6-8 放射線・放射能に関する相談
6-5 震災 法テラス(法律相談)	
6-6 東日本震災心の相談ホットライン・みやぎ	

○女川町及び南三陸町へ震災前に出された出生・死亡・婚姻・離婚などの届出について「戸籍に反映されていない方がいらっしゃいます」 5 6

○お問い合わせ先一覧 5 6

支援策のチェックリスト

手続きはお済みですか？
下記の支援制度や特例措置をご存知ですか？
もし、ご存知でないことがあれば、各ページ
をご確認ください。

○お金のこと

- 義援金は受け取りましたか・・・ P 2
- 被災者生活再建支援金は受け取りましたか・ P 13
- 様々な資金貸付・奨学金・手当はこちら・・・ P 1～7

○税金の猶予や免除

- 住宅や家財に被害を受けた方は、所得税などの軽減や免除の手続きはお済みですか・・・ P 8～9
- 納税猶予の申請はこちら・・・ P 12
- 医療保険や介護保険の減免はこちら・・・ P 20, 31

○お住まいの心配

- お住まいの建設・購入・補修や賃貸する場合の支援金はこちら・・・ P 13
- 被災した住宅の補修や再建資金に対する低利融資はこちら・・・ P 13
- 公営住宅への入居を希望するには・・・ P 14

○仕事の心配

- 仕事を探したい（緊急雇用創出）・・・ P 15
- 就職活動に関する支援を受けたい・・・ P 18～19
- 職業訓練を受けたい・・・ P 15

○心と身体心配

- 心の相談をするには・・・ P 26
- 医療機関の相談をするには・・・ P 22
- 夜間や休日の急病やけがをしたときは・・・ P 21

1 お金のこと

1-1 災害弔慰金

災害により死亡された方(又は行方不明の方)のご遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)に災害弔慰金が支給されます。

※兄弟姉妹は死亡された方と同居又は生計を同じくしていた方に限ります。

支給額 (死亡した方が)

生計維持者：500万円 その他の方：250万円

お問い合わせ先 被災の際居住していた市町村担当課 P56参照

1-2 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方に災害障害見舞金が支給されます。

支給額 (重度の障害を受けた方が)

生計維持者：250万円 その他の方：125万円

お問い合わせ先 被災の際居住していた市町村担当課 P56参照

1-3 勤労者向け地震災害特別融資

生活資金の融資制度を実施しています。企業などに勤務し、県内に勤務先か住所があり、緊急に生活資金(り災による家屋などの修繕費用、家財道具購入費用、り災車両の買換費用、傷病の治療費、葬祭費用、災害時の当座の生活資金など)を必要とする方が対象です。

融資額 最高200万円

融資金利 年0.8% (別途保証料が必要。条件により一部補給あり)

融資期間 10年以内

申込期間 平成24年3月30日(金)まで

必要書類 本人確認書類、り災証明など

申込先 東北労働金庫本店営業部および各支店

お問い合わせ先 東北労働金庫宮城県本部 0120(1919)62

宮城県雇用対策課 022(211)2771

1-4 災害援護資金貸付

災害により世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は資金の貸し付けが受けられます。

世帯の被災状況により、最高350万円まで無利子(保証人なしの場合は年利1.5%)で借り入れができます。償還期間は13年です。初めの6年(特別の場合は8年)は無利子で償還不要です。

お問い合わせ先 被災時に居住していた各市町村福祉担当課など P56参照

1-5 生活復興支援資金貸付（生活福祉資金貸付）

震災により被災し、り災証明書などの発行を受けている低所得世帯の方を対象として、当面の生活に必要な経費などの貸し付けが受けられます。

一時生活支援費（当面の生活費）

月20万円以内（単身世帯は15万円以内）×6カ月以内

生活再建費（住居の移転費、家具などの購入費用）

80万円以内

住宅補修費

250万円以内

※被災者生活再建支援制度による支援金、災害援護資金などが優先されます。

連帯保証人 原則1人（連帯保証人を立てられない場合も可）

貸付利子 無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）

据え置き期間 最終貸し付けの日から2年以内でその間は無利子（世帯状況に応じて設定）

償還期間 据え置き期間経過後20年以内

お問い合わせ先 お住まいの市町村の社会福祉協議会 P57参照
宮城県社会福祉協議会 022(225)8478

1-6 義援金

義援金については、下記のとおり、市町村を通じて、被災した方へ支給しております。支給対象となる方で、申請がお済みでない方は、震災当時お住まいの市町村において、お早めに申請手続きをお願いします。

配分額（平成23年11月末時点・第1～2次配分の合計）

(1) 人的被害（1人当たり）

死亡・行方不明者 : 100万円

災害障害見舞金支給対象者 : 10万円

(2) 住家被害（1世帯当たり）

全壊 : 100万円

大規模半壊 : 75万円

半壊（大規模半壊除く） : 50万円

(3) 震災孤児（1人当たり） : 50万円

(4) 母子・父子世帯（1世帯当たり） : 20万円

①東日本大震災時に母子（または父子）世帯であり、震災により半壊以上の住家被害を受けた方

②東日本大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となった方

※なお、ここでの子とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日まで生まれた児童のことである。

(5) 高齢者施設・障害者施設入所者等（1人当たり） : 10万円

※東日本大震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障害者施設に入所していた方。ただし、震災による死亡・行方不明者を除く。

お問い合わせ先 各市町村福祉担当課など P56参照
宮城県社会福祉課 022(211)2516

1-7 生活保護

いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行います。

土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金や各種手当など、他の法律による給付を優先し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

お問い合わせ先 市にお住まいの方 市（社会）福祉事務所 P 5 7 参照
町村にお住まいの方 県保健福祉事務所 P 5 8 参照
宮城県社会福祉課 022(211)2517

1-8 母子寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び寡婦の方の経済的自立、生活の安定、扶養する児童の福祉増進のために各種資金の貸し付けが受けられます。

被災者の方については、返済期限の猶予、所得制限の適用除外などの優遇措置が受けられる場合があります。

貸し付けの種類（限度額）

生活資金（月額10万3千円：一般）

住宅資金（200万円：特別枠）

転宅資金（26万円）など

お問い合わせ先 県各保健福祉事務所 P 5 8 参照
（仙台市）各区役所の家庭健康課 P 5 6 参照
宮城県子育て支援課 022(211)2532

1-9 火葬等費用の還付

震災で亡くなられた方の火葬などにかかった費用の一部について、災害救助法の規定により還付を受けることができます。

対象経費

火葬料、棺・骨壺代、ご遺体の保管・搬送費用など

お問い合わせ先 各市町村埋葬担当課など P 5 6 参照
宮城県食と暮らしの安全推進課 022(211)2643

1-10 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とした手当です。

児童の父又は母が死亡した場合や、行方不明となり3カ月以上経過した場合など、ひとり親となられた方には児童扶養手当が支給される場合があります。

手当額（平成23年4月現在）

児童1人の場合（月額）

全部支給：41,550円

一部支給：41,540円～9,810円

児童2人以上の場合

2人目：5,000円加算

3人目以降1人につき：3,000円加算

※所得金額によって、手当額が異なります。

【通勤定期特別割引】児童扶養手当受給者（生活保護受給者も対象）世帯の世帯員の方は通勤のためにJR通勤定期乗車券を購入する場合は、特別割引（3割程度）を受けることができます。

特例措置等

受給者又は扶養義務者の所得により一部支給又は全部支給となっている方が、災害により住宅・家財等の財産の2分の1以上の損害を受けた場合に、一定期間の手当について所得制限を解除する特例措置があります。

原則、事由が生じた日から14日以内に申請していただく必要がありますが、届出を行えない特別な事情がある場合には、申請できる状況になりましたらすみやかに提出してください。

なお、後日、災害を受けた年（平成23年）の所得について確認を行います。災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限額の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくことになります。

詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村児童福祉担当課など P56参照
宮城県子育て支援課 022(211)2532

1-1-1 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護している方に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として特別児童扶養手当を支給しています。

扶養人数等により所得制限が設けられていますが、被災者については適用除外となる場合もありますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

手当額（平成23年4月1日現在）

1級	月額	50,550円
2級	月額	33,780円

お問い合わせ先

各市町村児童福祉担当課など P56参照
宮城県子育て支援課 022(211)2532

1-1-2 子ども手当

0歳から中学校終了前の子どもを養育する方に支給します。平成23年10月1日現在で受給資格のある方は、平成24年3月までに申請をすれば、10月分からの手当を受給することができます。

手当支給額（平成23年10月現在）

3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学生（第1・2子）		10,000円
〃（第3子以降）		15,000円
中学生	一律	10,000円

申請窓口 支給対象者の方がお住まいになっている市町村

お問い合わせ先

各市町村児童福祉担当課など P56参照
宮城県子育て支援課 022(211)2532

1-13 震災遺児・孤児向けの奨学金など

震災遺児や震災孤児を対象とした返済の必要のない奨学金等が設けられています。

○震災遺児・震災孤児対象

1 宮城県(東日本大震災みやぎこども育英基金の支援事業)

対象：震災により保護者が死亡し、又は行方不明となった児童生徒等（未就学児を含む）

お問い合わせ先 未就学児 宮城県子育て支援課 022(211)2528
小学生～大学生 宮城県教育庁総務課 022(211)3611

2 あしなが育英会（一時金）

対象：未就学児から大学院生（震災時、事情により就学や就労していなかった18歳以下を含む）

金額：一律200万円

お問い合わせ先 あしなが育英会 0120(77)8565

3 日本財団（弔慰金・見舞金）

対象：震災で死亡、あるいは行方不明となられた方の配偶者、もしくは1親等（父母と子）の代表者

金額：震災で死亡または行方不明の方1人あたり5万円

お問い合わせ先 日本財団災害支援センター 0120(65)6519

4 高速道路交流推進財団（修学資金）

対象：震災により、両親、又は父、母のどちらか、又は養育者が死亡、あるいは行方不明となった小中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、大学（短大含）に在学中の方
未就学児は、待機児童として登録を受け付け、小学校入学時から給付開始

金額：28万2千円／年（高等学校卒業祝金10万円有）

お問い合わせ先 高速道路交流推進財団 0120(768)660

5 みちのく未来基金（奨学金、返還不要）

対象：震災で両親・もしくはいずれかの親を亡くし、2012年3月以降に高校を卒業し進学を希望する子ども

※大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料、その他必要となる実費等を全額給付

金額：年間の給付上限は300万円

お問い合わせ先 みちのく未来基金事務局 022(777)8157

6 ロータリー希望の風奨学金（奨学金，返還不要）

対象：震災で保護者を亡くした子どもで，大学生（短大生を含む）又は専門学校生であること

※学校から授業料免除の措置を受けている方は対象外

金額：5万円／月 ※平成23年度は30名程度に給付

お問い合わせ先 ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会
03(5250)2050

○震災孤児対象

1 朝日新聞厚生文化事業団（こども応援金）

対象：震災で両親が亡くなったか行方不明状態の，震災時に満18歳以下の子ども（ひとり親家庭で，震災により親を亡くされたお子さんも含む）

金額：未就学児・小学生300万円

中学生200万円、高校生150万円

お問い合わせ先 朝日新聞厚生文化事業団 03(5540)7446

2 奥田育英会（育英金，返還不要）

対象：震災時に両親が亡くなったか行方不明状態の，震災時に県内小中学校，高校に在学，かつ申請時現在に県内外の小中学校，高校に在学中の子ども

金額：一人当たり50万円を限度

お問い合わせ先 公益財団法人奥田育英会 073(433)9140

3 全国里親会（一時金）

対象：震災でご両親を亡くされたお子さんと生活を共にしている方（ひとり親家庭で，震災により親を亡くされたお子さんも含む）

金額：養育する子ども一人当たり7万円

お問い合わせ先 宮城県里親連合会 022(263)4144

仙台市ほほえみの会(里親会) 022(223)2010

4 JETOみやぎ（給付金）

対象：震災でご両親を亡くされたお子さん（ひとり親家庭で震災により親を亡くされたお子さんも含む）

金額：19歳まで年1回支給（付予定年数により給付金額を決定）

お問い合わせ先 JETOみやぎ運営事務局 022(782)6222

1-14 税金

1-14-1 住宅・家財などに被害を受けた方

1 所得税(国税)／個人県民税(県税)／個人市町村民税(市町村税)

(1) 所得税の軽減・免除

震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、「イ 所得税法に基づく雑損控除」、「ロ 災害減免法に定める税金の軽減・免除」のどちらか有利な方法で、平成22年分または平成23年分のいずれかの所得税の軽減・免除を受けることができます。

イ 所得税法に基づく雑損控除

住宅や家財などの損害額（保険金等により補填される金額を除きます。）がその年分の所得金額の10分の1を超えるなどのときは、その超える金額を所得金額から控除できます。

雑損控除を適用した結果、その年分の所得金額から控除しきれない損失額については、翌年以降5年間繰り越すことができます。

ロ 災害減免法による所得税の軽減・免除

住宅や家財の損害額（保険金等により補填される金額を除きます。）がその価額の2分の1以上であり、かつ、その年分の所得金額が1,000万円以下の場合、その年分の所得金額に応じて所得税額が軽減・免除されます。

ただし、損害額が所得金額を超えても、雑損控除のようにその超える金額を翌年以後に繰り越すことはできません。

(2) 個人住民税の雑損控除

震災により生じた住宅や家財などの損失の雑損控除について、平成23年度分または平成24年度分のいずれかの個人住民税において控除することができます。

雑損控除を適用した結果、その年分の所得金額から控除しきれない損失額については、翌年以降5年間繰り越すことができます。

(3) 所得税及び個人住民税の住宅借入金等特別(税額)控除の特例

住宅借入金等特別(税額)控除の適用を受けていた住宅が震災により居住することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができます。

2 不動産取得税(県税)

(1) 被災代替不動産の取得に係る特例

震災により滅失・損壊した家屋・敷地に代わるものと認められる家屋・土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、それぞれ、被災家屋・被災家屋の敷地の面積相当分は不動産取得税が課税されま

せん。

(2) 被災家屋に係る不動産取得税の減免

平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に取得した家屋が、震災により滅失・損壊した場合には、滅失・損壊した家屋の床面積相当分の不動産取得税額が減免されます。

3 固定資産税・都市計画税(市町村税)

(1) 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋に係る平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋については、平成23年度分の固定資産税・都市計画税が免除されます。

(2) 被災住宅用地の特例

震災により滅失・損壊した家屋の敷地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたものについては、平成24年度から平成33年度分までの固定資産税・都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税されます。

(3) 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が、これに代わるものと認められる土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、その代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税が課税されます。

(4) 被災代替家屋の特例

震災により滅失・損壊した家屋の所有者等が、これに代わるものと認められる家屋を平成33年3月31日までの間に取得・改築した場合には、被災家屋の床面積相当分について、固定資産税・都市計画税が取得・改築後の4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

(5) 被災代替償却資産の特例

震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が、これに代わるものと認められる償却資産を平成28年3月31日までの間に一定の被災区域内において取得・改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準が価格の2分の1となります。

1-14-2 自動車に被害を受けた方

1 自動車重量税(国税)

(1) 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

震災により被害を受けて廃車となった被災自動車について、運輸支局等において自動車の永久抹消登録等の手続きを行った場合には、当該被災自動車の所有者に平成23年3月11日から車検証の有効期間満了の日までの月数に応じた自動車重量税に相当する金額が還付されます。

(2) 被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税

被災自動車の使用者が、その自動車の代わりに自動車を平成26年4月30日までの間に取得した場合には、最初に受ける車検の際に課される自動車重量税が免除されます。

2 自動車取得税・自動車税(県税)／軽自動車税(市町村税)

(1) 被災代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税

震災により滅失・損壊した自動車の所有者またはその相続人が、その自動車の代わりに自動車を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税となります。

(2) 被災自動車に対する自動車税の減免

震災により自動車が、損傷、交通途絶などの理由により運行することができなくなったと認められる期間が15日（損傷の場合は10日）を超える場合には、その自動車が運行することができなかったと認められる期間の月数分の自動車税が減免されます。

1-14-3 個人事業者

1 所得税(国税)／個人県民税(県税)／個人市町村民税(市町村税)

○純損失の繰越控除の特例

平成23年の純損失の金額のうち次のものは5年間繰り越すことができます。

イ 棚卸資産や事業用資産の損失額の割合が保有する事業用資産の10分の1以上である方

青色申告の方：平成23年分の純損失の金額

白色申告の方：平成23年分の棚卸資産や事業用資産の純損失の金額
と変動所得の純損失の金額

ロ イ以外の方

棚卸資産や事業用資産の震災による純損失の金額

2 個人事業税(県税)

○個人事業税の減免

イ 震災により事業用資産にその価額の2分の1以上の金額（保険金等

により補填される金額を除きます。)の損害を受け、前年中の事業の所得が1,000万円以下である場合には、前年中の事業所得金額に応じて個人事業税が減免されます。

※損害額が2分の1未満の場合又は事業所得が1,000万円を超える場合でも減免される場合があります。

- ロ 震災により住宅又は家財にその価額の2分の1以上の金額(保険金等により補填される金額を除きます。)の損害を受け、前年の合計所得金額が500万円以下である場合には、個人事業税が免除されます。

1-14-4 法人

1 法人税(国税)

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始した事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付を受けることができます。

(2) 被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、震災により滅失・損壊をした建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業に使った場合又は建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業に使った場合には特別償却することができます。

(3) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡をした資産の譲渡益に相当する金額の範囲内で圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- イ 平成23年3月11日前に取得された被災区域内の土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物、構築物から、国内にある土地等、国内にある事業に使われる減価償却資産への買換え
- ロ 被災区域外の土地等、建物、構築物から、被災区域内にある土地等、その土地の区域内にある事業に使われる減価償却資産への買換え

2 法人県民税・法人事業税(県税)

(1) 法人県民税(均等割)の免除

平成23年3月11日において県内に所在する事務所・事業所の全てが、地方税法に基づき市町村長が公示する「平成23年度分の固定資産税等の課税免除対象区域」内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月

10日までの間に終了する各事業年度の県民税の均等割が免除されます。

(2) 法人県民税（法人税割）・法人事業税の減免

震災により資本金・出資金の額（300万円未満の法人などは別に計算した額）の2分の1以上の額の損害を受けた場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の法人税割・事業税について、それぞれ税額の10分の1に相当する金額が減免されます。

1-14-5 その他

1 相続税・贈与税(国税)

(1) 相続税・贈与税の減免

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、相続税・贈与税が減免されます。

イ 申告期限前に被害を受けた場合

被害を受けた財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除して相続税・贈与税が計算されます。

ロ 申告期限後に被害を受けた場合

被害のあった日以後において納付すべき延納中の税額などのうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

(2) 課税価格の計算の特例

平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続により取得した財産及び平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した財産で平成23年3月11日に所有していたものに係る相続税・贈与税の課税価格について、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を震災の発生直後の価額とすることができます。

2 納税の猶予制度等

震災により、財産に相当な損失を受け、納税が困難となった場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

その他にも様々な特例措置、救済措置があり、住民税や固定資産税が減免となる場合もございます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

国 税：各税務署 P 5 7 参照

市町村税：各市町村税務担当課 P 5 6 参照

県 税：各県税事務所 P 5 8 参照

宮城県税務課 022(211)2323

2 住まいのこと

2-1 仮設住宅供与期間

プレハブ等の仮設住宅の供与期間については、2年とされていますが、国との協議で、1年ごとの延長が可能となっています。

お問い合わせ先 各市町村仮設住宅担当課など P56参照
宮城県震災援護室 022(211)3257

2-2 被災者生活再建支援

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

支給額

- (1) 基礎支援金 全壊100万円、大規模半壊50万円、解体（半壊又は敷地被害でやむを得ず解体した場合）100万円、長期避難100万円
- (2) 加算支援金 建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円
※世帯人数が1人の場合、上記の4分の3の支給額。

申請期間

- (1) 基礎支援金：災害発生から25カ月以内（※延長）
- (2) 加算支援金：災害発生から37カ月以内

お問い合わせ先 各市町村福祉担当課など P56参照
宮城県消防課 022(211)2372

2-3 災害復興住宅融資

被災した住宅の補修・再建資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。

融資の種類

- ①建設、②補修、③住宅購入、④宅地補修（※災害復興宅地融資）

ご利用が可能な方

- ①建設③住宅購入の場合：住宅が全壊、大規模半壊、半壊した旨のり災証明書を交付されている方
- ②補修の場合：住宅に10万円以上の被害が生じ、り災証明書の交付をされている方
- ④宅地補修の場合：住宅には被害がなく宅地のみ被害が生じ、地方公共団体が発行した被害を受けたことについての証明書を機構へ提出できる方（※①～③併用不可）

受付期間 平成28年3月31日まで

お問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター
0120(086)353 又は 048(615)0420

2-4 公営住宅

住宅にお困りの方に対し、公営住宅（県営、各市町村営住宅）の募集を行っております。

(1) 入居対象者（資格）

住宅に困っていること、同居する親族がいること、月額所得が決められた額以下であること等

(2) 被災者特例（資格の緩和）

特定の地域において震災により住宅を失った方、公共事業等により移転が必要となった方については所得状況に係わらず応募できるようになります。また、単身で応募できるようになります（単身可能住宅のみ）。

※入居者の選考は抽選となります。また、家賃が発生します。

※申込方法及び期間は、県又は市町村で異なります。

お問い合わせ先

(市町村営住宅) 各市町村住宅担当課など P 5 6 参照
(県営住宅) 宮城県住宅供給公社 022(224)0014

※震災により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に、安定した生活を確保してもらうため、市町及び県が災害公営住宅を整備する予定です。

宮城県住宅課 022(211)3255

2-5 住まいについての相談窓口

住まいの困った！どうしたらいいの？にお答えする住まいるダイヤル。住宅に関するあらゆる相談にお答えします。

お問い合わせ先

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
住まいるダイヤル 0570(016)100

ローン返済中の住宅が被災した場合や、被災により収入が減少したために返済が困難になった場合、既存住宅ローンの返済方法や、私的整理などについて相談いただけます。

お問い合わせ先

(貸付条件の変更を希望する場合)

借入をした金融機関など

(私的整理を希望する場合)

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 0120(380)883

(住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の場合)

住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120(086)353

3 仕事のこと

3-1 緊急雇用創出

大震災により離職を余儀なくされた求職者等に対し、県及び市町村が直接雇用及び事業者等への委託事業を実施することによって、一時的な雇用機会を創出するとともに、県が事業者への補助事業を実施することによって、産業政策と一体となった安定的な雇用の創出を図ります。

お問い合わせ先 各ハローワーク P58参照
制度・実施事業等に関する場合
各市町村雇用担当課など P56参照
宮城県雇用対策課 022(211)2779

3-2 緊急雇用対策訓練

東日本大震災の影響などで離職された求職中の方を対象として、再就職に必要な知識や技能を習得いただくための緊急雇用対策職業訓練を無料で実施しています。

対象者 ハローワークから受講指示、受講推薦又は支援指示を受け
ることができる求職中の方
訓練コース 医療事務科，IT基礎科，訪問介護科など
訓練場所 県が委託した民間の専門学校など
訓練期間 標準3か月
申込先 最寄りのハローワークの職業相談窓口にてご相談の上、お
申し込み下さい。

お問い合わせ先 各ハローワーク P58参照
宮城県産業人材対策課 022(211)2762

3-3 労災保険の特例支給

労災保険制度は、労働者が仕事や通勤によって生じた負傷、疾病、障害、死亡等に対して、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等を行うものですが、東日本大震災が原因で被災された場合、あるいは亡くなられた場合においても、特例的に労災保険制度が適用されます。

お問い合わせ先 各労働基準監督署 P58参照

3-4 未払賃金立て替え

東日本大震災により、勤務していた事業所が事業活動の停止を余儀なくされ、事実上倒産状態となり、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定額（賃金の8割程度）を国が事業主に代わって立替払します。

立替払を受けることができる労働者

1年以上事業活動を行ってきた中小企業に雇用されていた労働者で、その会社が倒産したことにより退職し、未払賃金が2万円以上残っている労働者です。

立替払の対象となる未払賃金

退職日の6か月前の日（例：退職日が平成23年3月11日の場合、平成22年9月11日）から立替払請求日の前日の間に支払期日が到来している、未払いとなっている給与と退職金です。

※立替払の額は、年齢ごとに上限額が定められています。

30歳未満：88万円

30歳以上45歳未満：176万円

45歳以上：296万円

立替払の請求手続

【認定申請】倒産した企業が事業活動を停止し、事業再開の見込みがなく、賃金支払能力がないことの認定を受けるために認定申請書を労働基準監督署に提出します。

【確認申請】認定を受けた後、未払賃金の額の確認を受けるために確認申請書を労働基準監督署に提出します。

お問い合わせ先 各労働基準監督署 P58参照

3-5 雇用保険支給期間の延長

東日本大震災による離職者に対して雇用保険所定給付日数を最大120日分、また、震災被害が大きく、特に雇用情勢が厳しい沿岸地域の市区町村に住む求職者に対して、120日に加えてさらに90日分延長しています。

※厚生労働省からこれ以上延長しない方針が示されています。

指定地域

① 120日延長 宮城県全域

② 120日+90日延長

仙台市（宮城野区・若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、女川町、南三陸町

所定給付日数

被保険者期間 離職時年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
～29歳	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳	90日	90日	180日	210日	240日
35歳～44歳	90日	90日	180日	240日	<u>270日</u>
45歳～59歳	90日	180日	240日	270日	<u>330日</u>
60歳～64歳	90日	150日	180日	210日	240日

※倒産・解雇等による離職の場合

※ 部分の120日延長は90日のみ。

お問い合わせ先 各ハローワーク P58参照

3-6 仕事探し・就職に向けた各種支援

3-6-1 就職支援機関

一般求職者対象

ハローワークで職業相談やカウンセリング、求人情報の提供などの職業紹介を行っています。

お問い合わせ先 各ハローワーク P58参照

若年求職者・フリーター対象

若年求職者やフリーターを対象に、キャリアカウンセリングや就職支援セミナー、就業体験から職業紹介まで、若者の仕事探しをワンストップで支援しています。

※その他、県内6地区で出前ジョブカフェを実施しています。

お問い合わせ先 みやぎジョブカフェ 022(264)4510

大学・短大・専門学校等の学生対象

大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校等を卒業予定の学生及び卒業後、概ね3年以内の既卒者を対象に、就職情報の提供や就職相談を実施しています。

お問い合わせ先 仙台新卒応援ハローワーク 022(726)8055

若年無業者（ニート）対象 ※15歳から概ね40歳未満の方

現在、就職していない方を対象に、これらの若者の「就労」と「自立」を支援するため、キャリアカウンセリングや各種セミナー、職場見学・就業体験などを実施しています。

※県内9地区で出前相談会を実施しています。

お問い合わせ先 せんだい若者サポートステーション 022(246)9685

みやぎ北若者サポートステーション 0229(21)7022

3-6-2 就職支援メニュー（被災者等再就職支援対策）

就職面接会の開催

被災者や平成24年3月新規学卒者等を対象とした合同就職面接会を開催します。

※公共交通機関が未復旧の地域などでは、送迎バスを運行予定です。

被災者対象

地 区	期 日	場 所
仙 台	平成24年2月7日(火)	仙台サンプラザホール
石 巻	平成24年2月17日(金)	石巻グランドホテル
気仙沼	平成24年2月28日(火)	気仙沼プラザホテル

高校生対象

地 区	期 日	場 所
石 巻	平成24年1月26日(木)	石巻グランドホテル
大 崎	平成24年2月1日(水)	芙蓉閣
仙 台	平成24年2月2日(木)	仙台サンプラザホール

大学生対象

地 区	期 日	場 所
仙 台	平成24年2月22日(水)	仙台サンプラザホール
仙 台	平成24年4月26日(木) 4月27日(金)	仙台サンプラザホール

お問い合わせ先 宮城県雇用対策課 022 (211) 2772

遠隔地での就職活動を支援

被災地に居住している学生・生徒又は概ね3年以内の既卒者が首都圏で就職活動をする場合に、宿泊施設（東京：代々木オリンピックセンター、埼玉：労働大学校）を無料で利用できます（食事代、交通費等は自己負担）。

ハローワークの紹介で採用面接等のために遠隔地に行く方を対象に、広域求職活動費（往復運賃や宿泊料、採用された場合の転居費用等）が一定の条件により支給されます。

※対象となる求職者（次のいずれかに該当する方）

- ・被災地域で就業していた方で、大震災により離職を余儀なくされた方
- ・被災地域の事業所から採用内定の取消を受けた新規学卒者
- ・被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者
- ・雇用保険受給資格者

お問い合わせ先 各ハローワーク P58参照

4 心と身体のこと

4-1 保健福祉医療一般

4-1-1 医療保険の減免

医療保険制度では、震災により被災された方に対して、窓口負担の免除等の特例措置が設けられています。

窓口負担の免除 免除期間：平成24年2月末

医療機関や薬局にかかった際に、保険証と一緒に一部負担金等免除証明書を窓口に提示してください。

※住宅の全半壊など、被災された状況に応じて一部負担金等免除証明書が交付されますので、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

保険税（料）の減免

国民健康保険及び後期高齢者医療では、被災された状況に応じて保険税（料）が減免されます。減免の対象者や減免額については、被災された状況によって異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※国民健康保険又は後期高齢者医療以外の医療保険制度にご加入の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村国保担当課など P56参照
宮城県国保医療課 022(211)2564・2565

4-1-2 夜間の子どもの医療相談

夜間に、子どもの急な発熱やケガなどで、応急処置などの対応方法をお知りになりたい場合は、看護師による電話相談を行っています。※毎日午後7時から翌朝午前8時まで、概ね15歳未満の子どもの保護者等を対象。

相談電話の設定 以下の番号で直接相談窓口対応

プッシュ回線の固定電話・携帯電話用 #8000

※上記以外の固定電話・PHS 022(212)9390

お問い合わせ先 宮城県医療整備課 022(211)2622

4-1-3 休日・夜間の急病や、ケガをしたとき

在宅当番医制

地域の診療所などが休みの日や夜間に当番制で治療を行います。当番医は新聞や市町村の広報紙のほか、下記によりご確認ください。

○電話・FAXによる休日・夜間診療案内

音声案内システムにより、在宅当番医・歯科医、休日・夜間急患センターの診療情報をお知らせしています。

案内地域	電話番号
白石市・角田市・刈田郡・柴田郡・伊具郡	0224-53-3409
仙台市	022-216-9960
名取市・岩沼市・塩竈市・多賀城市・亶理郡・宮城郡・黒川郡	022-216-9970
大崎市・栗原市・登米市・加美郡・遠田郡	0229-24-2267
石巻市・東松島市・牡鹿郡	0225-95-3290
気仙沼市・本吉郡	0226-24-2154

○県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/iryou/>

休日・夜間急患センター

県内8か所に設置され、休日や夜間に治療を行います。

仙台市北部急患診療所	022-301-6611	青葉区	土日祝昼間、毎夜間
〃急患センター	022-266-6561	若林区	土日祝昼間、毎夜間
東部休日診療所	022-291-5566	宮城野区	日祝昼間
広南休日内科小児科診療所	022-248-5858	太白区	〃
泉地区休日診療所	022-373-9197	泉区	〃
石巻市夜間急患センター	0225-94-5111	石巻市	毎夜間
塩釜地区休日急患診療センター	022-366-0630	塩竈市	日祝昼間、土夜間
名取市休日夜間急患センター	022-384-0001	名取市	土日祝昼夜間

お問い合わせ先 宮城県県医療整備課 022(211)2622

4-1-4 薬について知りたい

薬に関する様々な相談に専任の薬事相談員（薬剤師）が無料で応じています。

相談先 くすりの相談室 022（391）1175

※直接相談窓口に向くか、電話又はファクシミリで相談してください。月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

相談内容

薬の副作用、薬の飲み合わせ、漢方薬の使用法、その他薬品に関すること

お問い合わせ先 宮城県保健所及び同支所 P58参照
宮城県薬務課 022(211)2652

4-1-5 薬局を探したい

宮城県が運営している宮城県薬局検索システム（ミヤギ薬局けんさく）を利用することにより、県内の薬局について、営業日・時間、サービス内容等を検索することができます。

宮城県薬局検索システム <http://www.miyagi-kusuri.jp>

※薬務課ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/yakumu/>）からも検索することが可能です。

お問い合わせ先 宮城県保健所及び同支所 P58参照
宮城県薬務課 022(211)2653

4-1-6 医療相談窓口

県内の医療機関等に関する相談は、下記の問い合わせ先で、電話・来庁等によりどなたでも相談できます。

お問い合わせ先 医療なんでも相談窓口 022(211)3456
各保健所（仙台市を除く） P58参照
「医療相談コーナー」（仙台市） 022(214)0018
（診療所、助産所の場合）各保健所 58参照
（医薬品・医療用具の場合）宮城県薬務課 022(211)2652
宮城県医療整備課 022(211)2614

4-1-7 難病患者や家族が日常生活の相談をしたいとき

電話や面接などによる相談

難病患者やそのご家族の、病気、療養、介護、生活等の様々な悩みについて、宮城県難病相談支援センターや地域の各保健所が無料で相談に応じています。

お問い合わせ先

- ・宮城県難病相談支援センター 022(212)3351
電話相談 月曜日～金曜日午前10時から午後5時まで。
毎月第2日曜日と第3土曜日にも相談をお受けします。
(午前11時から午後4時まで)
- 面接相談 予約制になりますので、あらかじめ電話でご予約ください。
- ・各保健所及び同支所 58参照

訪問相談

寝たきりや外出もままならない症状の重い方に対し、保健師等が家庭を訪問し、医療、看護、福祉等について無料で相談や情報提供を行います。

お問い合わせ先 各保健所及び同支所 P58参照

4-1-8 女性医師による女性の健康相談を受けるには

県は県女医会と仙台市と協働で、女性の健康相談事業を進めています。
事業内容

病気・更年期等の体の悩み、家庭や職場でのストレス、育児・禁煙など女性が抱える問題に女性医師が健康相談に応じます。相談は無料です。

相談会場等

(1) 仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学をされている方
会場：エルソーラ仙台（仙台市青葉区中央1丁目3-1）
日時：毎週土曜日の午後2時から5時まで

(2) 仙台市以外にお住まいの方
石巻市、大崎市、塩竈市、栗原市、大河原町等県内各地区で開催します。
なお、開催会場及び日時については、県のホームページや「県政だよ」
り、市町村の広報誌等でお知らせします。

申し込み方法

完全予約制です。健康相談を希望される方は、下記によりお申し込みください。

予約専用電話 090(5840)1993

仙台市女性医療相談 予約受付電話 090(7075)2525

月曜日～金曜日 午後9時から午後5時

※これ以外の時間や土曜、日曜、不在の時は留守番電話にお名前とご自分の電話番号を録音してください。後で相談の日時を御連絡します。

お問い合わせ先 宮城県女医会女性健康相談室 090(5840)1993
宮城県健康推進課 022(211)2623

4-1-9 がん患者・家族の方が相談したいとき

専門の相談員を配置し、がん患者・家族の方の在宅療養等に関する相談を無料でお受けしています。

宮城県がん総合支援センター 022(263)1560

電話相談 月～金曜日（祝日・休日を除く）午前9時から午後4時

面接相談 予約制になりますので、予め電話でご予約ください。

お問い合わせ先 宮城県疾病・感染症対策室 022(211)2638

4-1-10 歯や口腔の相談（歯科口腔保健支援事業）

応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げを含む）に入居されている方を対象に、歯と口腔の健康状態の改善を進めるため、歯科医師、歯科衛生士による保健指導や相談を無料で行っています。

歯と口腔の健康セミナー

口腔ケアの大切さについての講話のほか、歯ブラシなどの選び方・使い方、義歯のお手入れ方法、口の動きなど口腔機能を維持するための体操などを学びます。

また、希望される方には、歯と口腔の悩みなどについて、個別に相談に応じます。

※応急仮設住宅敷地内の集会所などで実施します。お住まいの市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先 お住まいの市町村 P56参照
宮城県健康推進課 022(211)2623

4-1-11 栄養や食生活の相談（食生活支援事業）

応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げを含む）に入居されている方を対象に、栄養バランスのとれた食生活を進めるため、管理栄養士などによる相談を無料で行っています。

栄養相談会

バランスのとれた献立や調理方法の講習会です。応急仮設住宅の台所で手軽に作れる簡単レシピの紹介や試食を行います。

※応急仮設住宅敷地内の集会所などで実施します。

また、管理栄養士が、食生活について個別に相談に応じます。

※相談者の居宅内等で行います。

お問い合わせ先 お住まいの市町村 P56参照
宮城県健康推進課 022(211)2637

4-1-12 運動指導等を受けるには(リハビリテーション支援事業)

応急仮設住宅等に入居されている方を対象に、生活不活発病や障害等を予防するため、理学療法士や作業療法士などによる集団での運動指導や相談を行っています。

集団での運動指導

生活不活発病を予防する等、健康づくりのための安全で効果的な運動プログラムを実施します。

※応急仮設住宅敷地内の集会所などで実施

リハビリテーション相談会

理学療法士・作業療法士が軽運動プログラムを実施したり、使いにくい住宅の改善（バリアフリー化）や必要な補助用具の活用についての相談を行います。

※応急仮設住宅敷地内の集会所などで実施

個別相談

理学療法士・作業療法士が、手や足が動かしくなってきた、浴室やトイレに手すりが欲しいなどの相談に個別に応じます。

※相談者の居宅内などで実施

お問い合わせ先 お住まいの市町村 P 5 6 参照
宮城県健康推進課 022(211)2624

4-1-13 リハビリテーション相談とは

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅等に伺い、リハビリテーションに関する相談に応じています。

相談を希望される方は、各市町村、または県各保健福祉事務所にご相談ください。

お問い合わせ先 お住まいの市町村 P 5 6 参照
各保健福祉事務所 P 5 8 参照
宮城県健康推進課 022(211)2624

4-2 こころ

4-2-1 心の相談

社会生活環境の複雑多様化等に伴うストレス、心の悩み、精神疾患等の心の健康相談を保健所や精神保健福祉センターで実施しています。

保健所で行う相談

- ① 精神障害者、家族及び一般の方を対象として、電話、来所による相談（所内相談）
- ② 日時、場所を定めて保健所以外の所で行う相談（巡回相談）※仙台市では行っておりません。
- ③ 家庭訪問によって、本人の状況、家庭環境等の相談指導を行う訪問指導相談
- ④ アルコールに関する問題の相談、精神障害者の社会復帰に関する相談、引きこもりに関する相談、その他、保健所は、精神保健福祉行政の第一線機関として県民の精神保健福祉に関する知識の普及等を行っています。

精神保健福祉センターで行う相談

精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的な技術中核機関として保健所と同様の相談と診療を行っています。心の健康に関するあらゆる相談を受けるための専用電話と専門の相談員が配置されています。

- こころの相談電話（県精神保健福祉センター）
0229(23)0302（午前9時～午後5時／土日祝除く）
- はあとライン（仙台市精神保健福祉総合センター）
022(265)2229（午前10時～12時、午後1時～4時／平日のみ）
- ナイトライン（仙台市精神保健福祉総合センター）
022(217)2279（午後6時～午後10時／年中無休）

お問い合わせ先

県各保健所及び同支所 P58参照

仙台市各区保健福祉センター（保健所）P57参照

宮城県精神保健福祉センター 0229(23)0021

宮城県障害福祉課（精神保健福祉推進班） 022(211)2518

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台） 022(265)2191

仙台市障害者支援課 022(214)8164

4-2-2 「みやぎ心のケアセンター」とは

みやぎ心のケアセンター（平成23年12月開所）は、被災された方々の心の相談や心の健康に関する講話、講演会等を行います。

心の不調を感じたらお気軽に保健所、市町村の保健師や仮設住宅等を巡回している各地域のサポートセンターの支援員（各地域によって名称は異なります。）等にまず御相談ください。

お問い合わせ先 宮城県障害福祉課 022(211)2518

4-2-3 アルコール問題等の相談

社会生活環境の複雑多様化等に伴い深刻化しているアルコールや薬物の問題、ギャンブル依存等の問題を抱える本人や家族等を対象に、電話や来所による相談（所内相談）、日時、場所を定めて行う巡回相談等を保健所や精神保健福祉センターで実施しています。

断酒会やAA、アラノン等当事者、家族会の紹介も行っています。

お問い合わせ先 県各保健所及び同支所 P58参照
仙台市各区保健福祉センター（保健所） P57参照
宮城県精神保健福祉センター 0229(23)0021
仙台市精神保健福祉総合センター
（はあとぽーと仙台） 022(265)2191
宮城県障害福祉課 022(211)2518
仙台市障害者支援課 022(214)8164

4-2-4 薬物乱用に関する相談

薬物依存に関する相談

（1）相談先

- ① 県精神保健福祉センター 0229(23)0302
- ② 仙台市精神保健福祉総合センター
「はあとぽーと仙台」 022(265)2229
- ③ 県の各保健所及び同支所（P58参照）
- ④ 宮城県薬務課 022(211)2653

（2）相談日

土曜、日曜日、祝日を除く毎日電話で対応

※県精神保健福祉センターでは、週1回、面接相談を実施（要予約）

お問い合わせ先 各保健所及び同支所 P58参照
宮城県薬務課 022(211)2653

4-3 高齢者の保健福祉

4-3-1 高齢者に関する心配ごと等の相談

高齢者の心配ごと・悩みごとや健康・生きがいつくりなどの、無料相談窓口が開設されています。

宮城県高齢者総合相談センター 022(223)1165

相談項目①日常生活の心配ごと・悩みごと，生きがいつくり等に関する一般相談

②医療（認知症），法律，保健・介護等に関する専門相談（予約制）

公益社団法人 認知症の人と家族の会 宮城県支部 022(263)5091

相談項目 認知症に関する本人や家族の悩みごと

お問い合わせ先 宮城県長寿社会政策課 022(211)2536

4-3-2 高齢者の介護や保健・福祉サービスの利用に関する相談

寝たきりや認知症の高齢者の介護についての相談や，市町村で実施している保健・福祉の公的サービスについて知りたい場合は，市町村福祉担当窓口又は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

利用できる方 どなたでも利用できます。

相談の内容

①在宅での介護に関すること

（例）介護の方法，介護機器の利用等

②介護保険に関すること

（例）ホームヘルパー，ショートステイ，デイサービス等の在宅サービスの利用や特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等の施設サービスの利用等

③保健・福祉の公的サービスに関すること

（例）健康相談，介護予防，その他自立高齢者のための介護保険外の保健福祉サービス等

④認知症高齢者に関する相談

⑤その他保健・福祉に関する相談

お問い合わせ先 市区町村福祉担当 P56参照

最寄りの地域包括支援センター

宮城県長寿社会政策課企画推進班 022(211)2536

在宅・施設支援班 022(211)2549

介護保険推進班 022(211)2554

介護保険指導班 022(211)2556

4-3-3 介護保険

介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供する仕組みです。

保険者制度の運営主体（保険者）は、市町村です。

利用者の負担介護保険のサービスを利用したときは、原則としてその費用の1割を自己負担します。また、施設でのサービスを利用した場合には、費用の1割のほかに居住費や食費も負担します。

4-3-4 介護保険サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受けることが必要となります。

①市町村への要介護認定の申請

介護保険担当窓口へ申請します。

②認定調査及び主治医の意見

家庭等を訪問し、心身の状況などについて調査します。主治医に傷病や介護に関する意見を求めます。

③介護認定審査会による審査・判定

市町村の介護認定審査会で、認定調査の結果や主治医意見書などから、介護の度合い等を審査・判定します。

④市町村による決定及び通知

介護認定審査会の審査・判定の結果により認定を行い、その結果を通知します。

⑤ケアプランの作成

どのような介護サービスを受けるかという計画（ケアプラン）を介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談して決めます。

⑥介護サービスの利用

サービスを利用します。利用者は費用の1割を負担します。施設サービスの場合、居住費・食費についても利用者負担があります。

お問い合わせ先

各市町村介護保険担当課 P56参照

宮城県長寿社会政策課介護保険推進班 022(211)2554

介護保険指導班 022(211)2556

4-3-5 介護保険で利用できるサービス

在宅サービス

サービスの種類	サービス内容
①訪問介護 (介護予防訪問介護)	入浴、排せつなどの介護や調理、洗濯、買い物などの生活援助を行うサービス
②訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービス
③訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等による健康チェックや療養上の世話、診療補助を行うサービス
④訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士等による機能回復のための訓練を行うサービス
⑤居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行うサービス
⑥通所介護 (介護予防通所介護)	デイサービスセンター等の施設で入浴、食事、日常動作訓練等を行なうサービス
⑦通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	医療施設で理学療法士等が機能回復訓練を行なうサービス
⑧短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	介護の必要な方を短期間、特別養護老人ホーム等で介護、日常生活の世話をするサービス
⑨短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	医学的管理の必要な方を短期間、病院等の医療施設で介護するサービス
⑩特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム等において、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑪福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービス
⑫特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)	入浴、排泄用の福祉用具を購入した場合に費用の一部を支給するサービス
⑬住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消等居住する住宅を改修した場合に費用の一部を支給するサービス
⑭居宅介護支援 (介護予防支援)	ケアプランの作成、事業者との利用調整のサービス (自己負担なし)

施設サービス

サービスの種類	サービス内容
①指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホームにおけるサービス
②介護老人保健施設	老人保健施設におけるサービス
③指定介護療養型医療施設	療養病床等におけるサービス

※施設サービスは、要支援と認定された方は利用できません。

地域密着型サービス

サービスの種類	サービス内容
①夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問または通報により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
②認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の方に対してデイサービスセンター等の施設で入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
③小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	心身の状況や生活環境に応じて、在宅や通所、短期宿泊により、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
④認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が共同生活を営む住居で、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等において食事等の介護や日常生活上の世話をするサービス
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員29人以下の特別養護老人ホームにおけるサービス

※介護予防サービス（「サービスの種類」欄に（カッコ）書きで記載）は、要支援者を対象に介護予防を目的として提供されるサービスです。

お問い合わせ先 各市町村介護保険担当課 P56参照
 宮城県長寿社会政策課介護保険推進班 022(211)2554
 介護保険指導班 022(211)2556

4-3-6 介護保険の減免

震災で被災した介護サービス利用者については、一定の要件を満たす場合、次の費用について減免を受けることができます。

- ①介護保険料 ②介護サービス利用の際の自己負担額
- ③施設サービス利用の際の食費及び居住費

減免を受ける際は、各市町村に減免申請書を提出する必要があります。詳しくは、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村介護保険担当課 P56参照
 宮城県長寿社会政策課介護保険推進班 022(211)2554

4-4 児童の保健福祉

4-4-1 発育・発達に関する不安や悩みごとの相談

発育や発達に関する相談や悩み事について、専門の医師や作業療法士・理学療法士、保健師等が、相談に応じます。

相談先：居住地の管轄保健所

対象者

乳幼児から18歳未満までの発育や発達の問題を抱える子ども及び保護者

子ども及び保護者に関わる、保健、福祉及び教育機関の担当者

相談方法

- ①保健所において発育や発達に関する相談を行ないます。
- ②生活の場に出向いて生活の質（QOL）を高めるための日常生活訓練等を行ないます。

費用・手続き

相談料は無料です。特別な手続きはありません。電話、あるいは保健所に出向いて相談の予約をしてください。

その他

市町村、学校、心身障害児等通園事業施設など身近な機関と連携をして事業を進めております。

身近な機関を経由しても当該相談は利用できます。

お問い合わせ先 県各保健所及び同支所 P58参照

4-4-2 子どものことの相談

児童（0歳から18歳未満）の保健・福祉に関する諸問題について相談に応じています。

※どんな事でもお気軽に御相談下さい。個人の秘密は必ず守ります。

相談機関

- ①県各保健福祉事務所 P58参照

家庭相談員、保健師が対応

家庭における児童の福祉、学校生活に関する相談、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の相談、心の悩みや登校拒否・ひきこもりなどの問題行動、性に関する悩みや青少年への対応

- ②子ども総合センター 022(224)1526・1530

児童精神科医などによる診療、指導（予約制）及びデイケアの実施（子どもメンタルクリニック）

- ③児童相談所 P58参照

児童福祉司・児童心理司等の専門職員が対応
（専門相談は予約が必要）

- ④児童家庭支援センター（旭が丘学園附置）0226(22)6677

相談・支援担当者、心理療法等担当職員が対応

※市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課でも相談に応じます。P56、57参照

4-4-3 子どもの心のケア

震災により子どもたちが受けた被災ダメージは、今後もいろいろな形で表れてくるものと考えられています。

県では、児童精神科医による医療的なケアのほか、助言や支援、支援者向け研修会の開催などを行っています。

子どもの様子が気になる場合には、専門機関への受診・相談を御利用ください。

お問い合わせ先

- ・子ども総合センター附属診療所
022(224)1497 受付時間8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
- ・各児童相談所 P58参照
- ・仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぽーと) 022(265)2191
(仙台市内にお住まいの方が対象です。)

※市町村福祉担当課、県保健福祉事務所でも相談に応じます。P56, 58参照

4-4-4 保育所に子どもをあずけるには

保育所は、保護者の就労や疾病等の事由で家庭での保育を受けられない乳児から小学校入学前までの子どもをあずかり、保護者に代わって保育する施設です。保育料は、保護者の方の前年の所得税額などにより、市町村が定めています。入所の申し込みは、各市町村の福祉担当課で随時受け付けています。保護者の希望に沿うよう、各保育所ごとに特色を活かした保育を行っています。

乳児保育：1歳未満の乳児をあずかります。

※受入れ月齢は、保育所により異なります。

延長保育：午後7時ごろまであずかります

※時間は、保育所により異なります。

障害児保育：集団保育が可能な障害のある子どもをあずかります。

お問い合わせ先

保育所(園)

市(区)町村福祉担当課 P56参照

4-4-5 一時的・断続的に保育所に子どもを預けるには

在宅で子育てをしている家庭において保護者の急病や育児疲れの解消等のために一時的に保育が必要になった場合、また、保護者の就労形態の多様化に伴い断続的に保育が必要になった場合に、保育所で一時的・断続的に子どもをあずかります。

事業内容

一時預かり：保護者の疾病や災害、または育児疲れの負担を軽減するため、緊急・一時的に保育が必要な場合

特定保育：保護者の就労形態により、一定程度の日時(1か月当たり概ね64時間以上)について児童を保育することができない場合

事業の利用等

利用申し込みは、あらかじめ市町村の保育所担当課に相談願います。利用料は、市町村で設定しています。

お問い合わせ先

市(区)町村福祉担当課 P56参照

4-4-6 保育料の減免・免除

東日本大震災で被災した、保育所入所児童世帯の経済的な負担を軽減するため、市町村では、保育料の減額免除を実施しています。詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 市（区）町村福祉担当課 P 5 6 参照

4-4-7 未成年後見人制度

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う方がない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、選任します。

お問い合わせ先 受付時間：月～金 10時～17時
仙台家庭判所022(222)4165 仙台弁護士会022(223)1001

4-4-8 里親制度

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。

里親には「親族里親」「養育里親」などがあり、里親としての登録が必要です。里親として登録を希望する方は、児童相談所にご相談ください。

親族里親

児童の扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である方が児童の養育を希望し、里親になった場合。

一般生活費(月額47,680円)教育費(小学生月額2,110円, 中学生月額4,180円)等が支給。

養育里親

親族里親に該当しない方が児童の養育を希望し、里親になった場合。

親族里親に支給される生活費、教育費のほか、里親手当(月額72,000円, 二人目以降月額36,000円)等が支給。

お問い合わせ先 児童相談所 P 5 8 参照

受給資格

次の条件に該当する方が手当を受けることができます。

- ①保護者または児童が県内に住所を有していること
- ②保護者が次の対象年齢にある児童を養育していること
 - ・通院－3歳未満の児童
 - ・入院－6歳に到達した後の最初の3月までの児童

※お住まいの市町村によって、助成対象年齢が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

助成を受けられない場合

保護者の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

※お住まいの市町村によって、所得制限が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

助成範囲

各種医療保険の対象となる医療費の自己負担分が助成されます。入院時食事療養費は対象となりません。

※入院時食事療養費について、お住まいの市町村によって助成の対象となる場合があります。詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。

支給手続き

乳幼児医療費の助成を受けるには、申請をする必要があります。お住まいの市（区）役所・町村役場で手続きをし、「乳幼児医療費助成受給者証」の交付を受けてください。

助成方法

市（区）役所・町村役場から交付される「乳幼児医療費助成受給者証」と保険証を一緒に医療機関の窓口へ提出して受診します。

※県外で受診した場合等には、自己負担分を医療機関の窓口へ支払い、助成申請書をお住まいの市（区）町村担当課へ提出して助成を受けます。

4-4-10 障害のある子どもの自立支援医療（育成医療）

身体に障害を有し、現存の疾患を放置することで将来に障害を残すと認められる児童に対し、確実な治療効果が認められる医療の一部を公費負担する制度です。

※障害者自立支援法に基づき、原則一割負担となりますが、受給者等の所得に応じて、1ヶ月あたりの自己負担上限額が設定されます。

対象となる障害

- ①肢体不自由
- ②視覚障害
- ③聴覚、平衡機能障害
- ④音声・言語・そしゃく機能障害
- ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害
- ⑥先天性の内臓機能障害（⑤を除く）
- ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

お問い合わせ先 県各保健所及び同支所 P58参照

4-4-11 未熟児養育医療

医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給するものです。
※所得に応じて、保健所から費用の一部負担徴収があります。

対象者

指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた、県内に居住する未熟児

申請手続

未熟児の保護者が、未熟児の居住地を管轄する保健所の窓口で申請を行います。

費用負担額

対象となる未熟児の扶養義務者すべての方の前年度所得に応じた額となります。保健所から毎月送付される納付書により納付します。

給付方法等

保健所から交付された「養育医療券」を指定養育医療機関に提出することにより給付を受けます。給付を受けることにより、医療機関窓口での医療費負担金支払がなくなります。

お問い合わせ先 県各保健所及び同支所 P58参照

妊娠中の健康管理や産後の生活指導、新生児の育児に関する相談に応じます。

母子健康手帳の交付

妊娠した場合、市町村役場へ妊娠届を出すと市町村から母子健康手帳が交付されます。この手帳は、妊娠、出産の状態、生まれた子どもの発育の経過など母と子どもの健康状態を記録するものです。

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P 5 6 参照

妊婦健康診査の助成

妊婦の健康を守り、丈夫な赤ちゃんが生まれるように、妊婦健康診査に助成しています。

市町村に妊娠届け出をすると母子健康手帳と併せて母子健康手帳別冊が交付されます。

この別冊には、妊婦一般健康診査票が14回分綴じ込まれており、これを持って妊婦自身が希望する宮城県内の産婦人科を受診すると無料で健康診査が受けられます。

ただし、検査の内容により、公費負担限度額（妊婦一般健康診査票に記載されています）を超える場合には、超えた分は自己負担となります。

診査の内容

産科的診察、臨床検査（国が推奨している標準的な検査項目等を行います）、保健指導

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P 5 6 参照

妊産婦の訪問指導

健康診査等を受けて、家庭生活や食事等についての指導や妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、貧血、流早産の予防に関する指導が必要とされた妊婦や産婦の相談です。

また、妊娠に関する不安や心配、産後のマタニティーブルー等の相談にも応じます。

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P 5 6 参照

新生児の訪問指導

新生児とは、生後28日以内の赤ちゃんのことをいいます。市町村から交付される母子健康手帳別冊等に出生連絡票が綴られている

場合は、これを市町村役場に送ってください。これを基に、市町村の保健師又は市町村が委託した保健師・助産師が訪問します。

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P 5 6 参照

未熟児の訪問指導

未熟児とは、身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんのことをいいます。出生体重が2,500g未満の赤ちゃんが生まれたときは、管轄の保健所に届けることになっています。※市町村に届けた出生連絡票から保健所に連絡されることもあります。

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課
(角田市, 登米市, 栗原市にお住まいの方) P 5 6 参照
各保健所及び同支所 P 5 8 参照

妊娠中毒症療養援護費

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）にり患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給するものです。※所得により制限があります。

また、入院による医療が終了した日以後30日以内の申請が必要です。

お問い合わせ先 各保健所及び同支所 P 5 8 参照
宮城県子育て支援課 022(211)2633

乳幼児の健康診査

乳幼児の健全な発育、発達のために、次のような健康診査や検査を行っています。

先天性代謝異常等検査

対象：新生児

内容：知的障害などの心身障害の一因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し治療するための検査

お問い合わせ先 産婦人科 各保健所 P 5 8 参照

乳児一般健康検査

対象：生後2か月，生後8～9か月

内容：母子健康手帳別冊に添付された乳児一般健康診査受診票で指定された医療機関で受診

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P 5 6 参照

乳児健康診査

対象：生後3～4か月

内容：乳児の心身の発育，発達を促すための健康診査

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P56参照

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

対象：1歳6か月児及び3歳児

内容：1歳6か月児及び3歳児の発育発達を促すための健康診査

お問い合わせ先 市町村母子保健担当課 P56参照

4-5 母子（父子）家庭，婦人の福祉

4-5-1 母子（父子）家庭の相談

母子自立支援員

県では，県内の保健福祉事務所に母子自立支援員を配置しています。母子家庭や寡婦の方が抱えるいろいろな問題や母子（寡婦）福祉資金貸付金の貸付等に関して相談に応じ，相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。

電話相談（宮城県母子福祉センター内） 9時～17時

県では，平日には仕事や家事に追われ時間的余裕がないため，各種相談を受けることができない母子（父子）家庭や寡婦の方々のために，日曜日を相談日として，電話で相談に応じています。

特別相談

県では，母子（父子）家庭や寡婦の方々が，生活上抱えている諸問題のうち専門的に解決を要すると思われる相談等について，弁護士に直接相談できるよう，宮城県母子福祉センター及び県合同庁舎内において特別相談を実施しています。

実施場所及び回数

- ・宮城県母子福祉センター 年12回（要予約）
 - ・県合同庁舎開催 年4回（仙南，大崎，石巻）
- ※平成23年度は規模を縮小して実施

お問い合わせ先

宮城県母子福祉センター 022(295)0013 （休館日 火・土曜日）

4-5-2 女性の悩み事を相談するには

「女性相談センター」では、女性の抱えている悩みごとや困りごと（例：夫や恋人等の暴力で困っている、家庭内の問題で悩んでいるなど）の相談に応じ、解決に向けて助言・指導を行っています。

相談は来所、電話いずれでも結構です。相談内容によっては、他の専門機関の紹介も行います。

最寄りの県福祉事務所や各市福祉事務所にもお気軽に御相談ください。

お問い合わせ先 宮城県女性相談センター 022(256)0965

受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）

※来所相談は予約制になっています。まずはお電話下さい。

お問い合わせ先

みやぎ男女共同参画推進室（宮城県共同参画社会推進課内）022(211)2570

受付時間：午前8時30分～午後4時45分（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）

警察への相談

お問い合わせ先 #9110又は最寄りの各警察署へ御相談下さい

仙台市女性への暴力電話相談

お問い合わせ先 022(268)5145 受付時間：毎週火曜日 午後2時～午後7時
（祝日、年末年始を除く）

女性の人権ホットライン（仙台法務局）

お問い合わせ先 0570(070)810（ナビダイヤル）

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

エル・ソーラ仙台「女性相談」※仙台市内にお住まいの方が対象です。

お問い合わせ先 面接相談（要予約） 022(263)8302

受付時間〔予約・問合せ〕午前9時～午後5時

（日曜・祝日、休館日、年末年始を除く）

※面接時間帯はお問合せください。

女性のための電話相談 022(224)8702

受付時間 午前9時～午後3時30分

（火曜・日曜・祝日、休館日、年末年始を除く）

4-5-3 母子（父子）家庭が医療費の助成を受けるには

助成対象

母子・父子家庭の18歳の年度末までにある児童

母子家庭の母、父子家庭の父

父母のいない18歳の年度末までにある児童

助成を受けられない場合

助成を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

助成範囲

保険証を使って病院、診療所で診察を受けた場合等に窓口で支払う自己負担額から1レセプトあたり1,000円（入院の場合は2,000円）を控除した額が助成されます。

助成方法

市町村から交付される「母子・父子家庭医療費受給者証」と保険証を一緒に医療機関の窓口に出します。

自己負担額を医療機関の窓口で支払い助成申請書を提出します。

後日、お住まいの市町村から助成額が支払われます。

お問い合わせ先 市（区）町村担当課 P 5 6 参照

4-5-4 母子家庭の就業支援

母子家庭等就業支援講習会／就労支援セミナー

母子家庭の母や寡婦の方が自立した生活を送られるよう、必要な知識・技術の修得や資格を取得するための講習会等を開催しています。

お問い合わせ先 宮城県母子福祉センター 022(295)0013
(休館日 火・土曜日)

宮城県自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母がホームヘルパーや医療事務等の対象講座を受講した場合に、その費用の一部を支給しています。

対象者

宮城県内にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ② 受講開始日に、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない
- ③ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- ④ 原則として、過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※最寄りのハローワーク又は厚生労働省ホームページで確認できます。

支給額 受講費用の20%（上限10万円）

お問い合わせ先 市にお住まいの方 市ひとり親福祉担当課 P 5 6 参照
各町村にお住まいの方 県保健福祉事務所 P 5 8 参照

宮城県高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が対象資格を取得する場合に、高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給しています。

対象者

宮城県内にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ② 養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- ④ 原則として、過去に高等技能訓練促進費の支給を受けていない

対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他前記資格に準じ、知事が定める資格

支給期間及び支給額

- ① 高等技能訓練促進費：修業期間の全期間、最大で月額14万1千円を支給
- ② 入学支援修了一時金：養成機関の終了日以後に、最大5万円を支給

お問い合わせ先 市にお住まいの方 市ひとり親福祉担当課 P 5 6 参照
町村にお住まいの方 県保健福祉事務所 P 5 8 参照

4-6 障害者の保健福祉

4-6-1 障害についての相談

1 県保健所，市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課

（1）身体障害者の福祉 市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課
施設入所，在宅福祉サービス，補装具，日常生活用具の給付などの各種援護措置

（2）知的障害者の福祉 市（社会）福祉事務所，町村福祉担当課
施設入所，グループホーム利用の決定，重度障害児（者）の日常生活用具の給付などの各種援護措置

（3）精神障害者の福祉

- ・市町村保健福祉担当課
自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び在宅福祉サービス等に関する窓口
- ・県保健所
上記以外の相談，地域生活支援等

2 リハビリテーション支援センター 022(286)3222

- 身体障害者・知的障害者の専門的相談・判定
障害者自立支援法による補装具（義肢・装具・車いす等）の処方
- ・判定
地域リハビリテーションに関する相談
高次脳機能障害に関する相談

3 身体・知的障害者相談員（各市町村で設置）

身体・知的障害者の更生援護に関する相談・指導，身体・知的障害者援護思想の普及

4 精神保健福祉センター

- 精神保健福祉の専門的な相談
精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
自立支援医療（精神通院医療）の決定及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定

5 精神障害者夜間等相談窓口 0229(23)3703

精神障害者及び家族等からの専ら医療の必要性のない、一般的な相談

- ・通年：午前6時～午前9時，午後5時～午前2時
- ・日曜祝祭日：午前9時～午後5時

6 県児童相談所，仙台市北部発達相談支援センター（北部アーチル），仙台市南部発達相談支援センター（南部アーチル）

18歳未満の障害児の各種相談，指導，助言
専門的，総合的な判定

肢体不自由児施設，知的障害児施設，重症心身障害児施設などの児童福祉施設への入所手続き

7 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」 022(376)5306

8 仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」022(375)0110 仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」022(247)3801

発達障害に関する相談支援

発達障害のある方の発達（療育）支援，就労支援

発達障害に関する知識の普及啓発，研修

9 障害者110番 022(296)5053

障害者（身体・知的・精神）の権利擁護等に関する相談

日 9:00～17:00 精神障害者

月 12:00～17:00 精神障害者

水・木 12:00～17:00 身体障害者

金 12:00～17:00 知的障害者，重症心身障害児・者

土 12:00～17:00 知的障害者

※時間外，火・祝祭日，年末年始は留守番電話・ファクシミリ対応

10 相談支援事業所

障害のある方，そのご家族，介護者などからの相談に応じ，情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また，障害者などの意向を勘案した上で，サービス利用計画を作成し，事業者などとの連絡調整を行います。

お問い合わせ先 宮城県障害福祉課 022(211)2543

障害児（者）を介護している家族等が、家庭の事情で一時的に介護出来なくなる場合に施設でお預かりする制度（短期入所事業等）があります。

宿泊を伴う場合（短期入所（ショートステイ））

利用には、介護給付費の支給決定（受給者証）が必要です。窓口は市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課です。

①利用できる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

②利用できる施設

短期入所事業所

③利用期間

受給者証に定める日数

日帰りの場合（日中一時支援事業）

各市町村ごとに事業を実施しています。実施事業所や利用料金などについては、お住まいの市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課にお問い合わせください。

①利用できる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児等

②利用できる施設

日中一時支援事業所として、市町村が指定（登録）した障害福祉サービス事業所等

③利用期間

日中（時間単位）

視覚障害者向け

① 県政情報の提供

「みやぎ県政だより」点字版・音声版の発行
県の施策や地域の情報を中心に、点字と音声による広報紙を発行しています。

お問い合わせ先 (財)宮城県視覚障害者福祉協会 022(257)2022

② 点字図書、録音図書の貸出

「宮城県視覚障害者情報センター」
点字図書、録音図書（カセットテープ）、デージー図書（CD）の貸出を行っています。費用は無料ですが、初めて利用される場合は利用者登録が必要です。

個人的に利用する私的な図書や日常生活で利用する説明書（例テレビ、冷蔵庫などの電化製品、携帯電話等）を点字版または録音版にして提供します。費用は無料ですが、点字用紙、カセットテープ、CD代の実費のみ負担していただきます。

お問い合わせ先 宮城県視覚障害者情報センター 022(234)4047

聴覚障害者向け

① 手話通訳・要約筆記者等の派遣

コミュニケーションを図るために、手話通訳や要約筆記者が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。市町村により利用者負担額は異なります。

お問い合わせ先 お住まいの市（区）町村障害福祉担当課 P56参照

② 情報支援・相談対応

「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」
生活再建に向けた情報取得や相談支援等を行うため、「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」を設置しました。センターでは相談支援をはじめ、生活関連情報、社会参加情報などをインターネット等を通じて配信します。相談等には費用はかかりません。

お問い合わせ先
みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター 022(349)9605

5 子育て・教育のこと

5-1 子どもたちがのびのびと遊べる場所は

安全な環境の中で、遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにするため、次のような施設がありますので、お気軽に御利用ください。

児童館・児童センター

〔仙台市105施設、他市町村81施設〕※平成23年10月現在

設備：集会室や遊戯室、図書室などを備えています。

活動内容：児童の遊びを指導する方（以下「児童厚生員」という。）が置かれ、子どもの自主性、社会性、創造性が育つように遊びの指導をしています。また、映画祭、児童館まつりなど各種行事も行っています。

児童遊園

〔仙台市38か所、他市町村182か所〕※平成23年10月現在

子どもたちの身近な遊び場として、広場、遊具（ブランコ、砂場、滑り台など）が設けられた屋外の施設です。

児童厚生員が巡回し、遊びの指導を行います。

地域子育て支援センター

〔仙台市25か所、他市町村74か所〕※平成23年10月現在

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスを行っています。

お問い合わせ先 市（区）町村福祉担当課 P56参照

5-2 子どもからの相談窓口

子どもの人権110番

子どもに関する人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が電話により対応します。子どもも大人も利用できます。

お問い合わせ先 法務省子どもの人権110番 0120(007)110

月曜日～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時15分

チャイルドライン

子ども自らが抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。18歳までの子どもだけが利用できます。

お問い合わせ先 チャイルドライン 0120(99)7777

月曜日～土曜日 16時～21時

5-3 教育相談（スクールカウンセラー等）

震災により被災し、心のケアが必要な児童生徒、お子さんの事でお悩みの保護者の方は、教育相談を受けることができます。

また、就学や進路についての悩み、転学による悩み、不登校、学校不適応、非行、しつけ子育てなどの相談にも応じます。

各学校のスクールカウンセラーによる教育相談

対象者：公立小・中・高等学校の児童生徒及び保護者

申込先：各学校

事務所専門カウンセラーによる教育相談

電話による相談、来所相談（予約制）

対象者：公立小・中学校の児童生徒及び保護者

申込先：各教育事務所・地域事務所 P 5 9 参照

電話による教育相談（誰でも相談可）

①子どもの教育相談（教育研修センター）

022(376)2571 月～金 9:00～16:00

②24時間いじめ相談ダイヤル（24時間対応）

0570-0-78310(全国統一ダイヤル) / 022(213)8341

③不登校相談センター

022(348)2265 月～金 9:00～16:00

お問い合わせ先 宮城県教育庁義務教育課 022(211)3645

5-4 みやぎっこ応援カード

子育て家庭(※)が、協賛登録したお店や企業で買い物などをした場合に、「みやぎっこ応援カード」を提示すると、協賛店が設定した様々なサービスが受けられます。

※15歳未満のお子さんか、妊娠中の方がいるご家庭

カードの交付について

市町村の子育て支援担当窓口にお問い合わせ下さい。

提供されるサービスについて

協賛店の好意によるもので、協賛店がそれぞれ設定しており、お子様の対象年齢やサービスの受けられる日などを限定している場合もあり、また、子ども連れにやさしい店づくり（授乳コーナーやプレイルームなどの設置）により協賛しているお店もあります。

店内に掲示されるポスターや、「すすすすタウン宮城」(<http://sukumiya.jp/>)などで確認してください。

お問い合わせ先 市（区）町村子育て支援担当課 P 5 6 参照

宮城県子育て支援課 022(211)2528

5-5 被災幼児就園支援

- ① 私立幼稚園に在園し、震災により、住居の全壊・半壊等の被害や家計の主宰者である保護者の死亡・失職等があった場合は、保育料等が免除される場合があります。

お問い合わせ先 在園する各私立幼稚園
宮城県私学文書課 022(211)2268

- ② 公立幼稚園又は私立幼稚園に在園し、震災により、経済的理由で就園困難となった場合（上記に該当する場合を除く）は、入園料・保育料の補助を受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各市町村幼稚園担当課 P 5 6 参照
宮城県教育庁総務課 022(211)3613

5-6 被災児童生徒就学支援

震災により被災し、就学困難となった児童生徒の保護者の方は、就学援助を受けることができます。

○公立小・中学校

就学援助事業

対象者：被災により就学困難となった、公立小・中学校(中等教育学校前期課程を含む)児童生徒

対象費目：学用品費、通学費、学校給食費、医療費等

就学等奨励事業

対象者：被災により就学困難となった公立小・中学校特別支援学級児童生徒で、新たに対象となった児童生徒及び支弁区分が変更となった児童生徒

対象費目：学用品等購入費、通学費、修学旅行費等

※支弁区分により対象費目が異なります。

手続きの方法

市町村教育委員会へ申請し認定を受ける必要があります。詳しくは、お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村教育委員会 P 5 9 参照
宮城県教育庁義務教育課 022(211)3643

○特別支援学校(幼・小・中・高)公立・私立

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、県が学用品費・通学費・医療費・学校給食費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先 宮城県教育庁特別支援教育室 022(211)3714
宮城県教育庁スポーツ健康課 022(211)3666※医療費のみ

○私立学校

私立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校に在籍し、震災により、住居の全壊・半壊等の被害や家計の主宰者である保護者の死亡・失職等があった場合は、授業料等が免除される場合があります。

お問い合わせ先 在籍する各私立学校
宮城県私学文書課 022(211)2268

5-7 県立高等学校及び県立中学校に係る

入学金・入学者選抜手数料・寄宿舎料の免除

震災により被災された方々の、平成23年度中の入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料が免除となります。

1 免除対象者

震災により、下記のいずれかに該当することとなった方及びその方と生計を一にし、生活の基盤を確保できないため生活が困難になった方が免除の対象となります。

- ①住居の全壊又は半壊
- ②住居の全焼又は半焼
- ③住居の流失
- ④世帯の収入の著しい減少

2 入学者選抜手数料の免除手続き

免除申請書に、上記1に該当することを確認できる書類を添えて、「受験する学校長」に提出します。

- ①申請時期：入学願書出願時
- ②免除申請に必要な添付書類
 - ・生徒が在籍している学校長からの罹災確認書

3 入学金・寄宿舎料の免除手続き

免除申請書に、上記1に該当することを確認できる書類を添えて、「生徒が在籍する学校長」に提出します。

- ①申請時期
 - ・入学金：入学手続き時
 - ・寄宿舎料：入寮する月の末日まで
- ②免除申請に必要な添付書類
 - 罹災証明書、死亡診断書、戸籍謄本（抄本）、医療診断書、離職を証する書類、住民票等で被災したことを確認できる書類

4 その他

申請時に、必要な書類を添付することが困難な場合は、県立高等学校又は県立中学校の事務室に御相談ください。

なお、免除申請は、入学者選抜手数料、入学金、寄宿舎料のそれぞれで申請書の提出が必要となりますので、御了承ください。

お問い合わせ先

各県立高等学校・県立中学校

宮城県教育庁高校教育課 022(211)3623

公私立の高等学校・専修学校（高校教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒で、今回の東日本大震災に被災し修学困難となった多くの生徒が希望を持って修学できるよう被災生徒奨学資金を新たに設けました。

1 貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が県外に一時避難している場合も含む）。

- ①生徒の居住する家屋が全壊（焼）・大規模半壊・半壊（焼）又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
- ②生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
- ③主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね2分の1以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない）。
- ④上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

2 募集期間 平成24年2月28日（火）まで
（最終学年は平成24年1月末日まで）

3 貸付金額 月額20,000円 年額240,000円

4 貸付期間と交付方法

- ①貸付期間：平成23年4月～平成24年3月
- ②貸付方法：一括振込（毎月月末まで県教育委員会受付分を翌月20日頃奨学生本人の預金口座に振込）

5 奨学資金の償還について

- ①高等学校等卒業時に奨学金被貸付者（生徒）本人の収入状況で向こう1年の収入の見込額が以下のイ、ロ、ハの金額を超える方は償還対象者となります。超えない場合は償還免除となります。
イ 高等学校等卒業後就職した方：320万円
ロ 短大（専門学校等を含む）卒業後就職した方：340万円
ハ 大学卒業後就職した方：370万円
- ②高等学校卒業後進学した場合（上記ロ、ハ）は、就職するまでは償還猶予手続きをすることになります。
- ③高等学校等を卒業しない場合は、償還免除はありません。

お問い合わせ先

在学する学校
宮城県教育庁高校教育課 022(211)3621

高等学校の定時制課程や通信制課程に在学する勤労青少年の方々へ修学資金を貸し付けることにより、高等学校の定時制課程及び通信制課程の修学を促進し、教育の機会均等に資することを目的とした貸し付けです。

1 貸付金額

月額14,000円(1人当たり)※貸付期間：4年以内

2 貸付の申請期限等

希望する年度の4月から1月末。毎年度申請が必要。

3 貸付対象者：次の全てに該当する方。

- ①県内の高等学校の定時制課程若しくは通信制課程、又は県内に住所を有し広域通信制課程に在学
- ②経済的理由により著しく修学困難で、所得(扶養されている場合は、扶養者)が所得税法の所得税の課税対象にならない額を基準として教育委員会が定める額以下
- ③経常的収入を得る職業に就いている
- ④独立行政法人日本学生支援機構の学資金の貸付を受けていない
- ⑤高等学校等育英奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付を受けていない
- ⑥高等学校の通信制課程や学年による教育課程の区分を設けない定時制課程に在学している場合、卒業までに修得しなければならない全課程を4年以内で修了する学習計画を有し、さらに教育委員会が定める各年度の履修必須単位数を履修しようとしている又は修得済み

4 貸付の申請方法

下記書類を在学する学校長を経由し、教育委員会に提出。

- ・修学資金貸付申請書
 - ・所得を証する書類(扶養されている場合は、扶養者)
 - ・学習計画書
- (高等学校の通信制課程、単位制による定時制課程の場合)

お問い合わせ先

各県立又は仙台市立高等学校
宮城県教育庁高校教育課 022(211)3623

5-10 公立大学法人宮城大学の入学金・授業料減免

震災の被害を受けた入学希望者が経済的理由により大学進学を断念することのないように、入学金及び授業料の減免を実施します。

内容

入学希望者と生計を一にする家計支持者(入学希望者が独立生計者の場合は本人)が下記①～④のいずれかに該当する場合、平成24年度の入学金及び授業料の全額又は半額を免除。

- ①住居の全壊、全焼、流失
- ②住居の大規模半壊
- ③住居の半壊、半焼
- ④世帯収入の著しい減少

減免対象

入学金：282,000円（県内出身者） 564,000円（県外出身者）
授業料：535,800円

お問い合わせ先 宮城大学事務部学務課 022(377)8218

6 その他相談等

6-1 震災関連消費生活相談

契約トラブルや商品、サービスに関する相談を受け付けております。

宮城県消費生活センター(宮城県庁1階) ※祝日・年末年始はお休み

相談専用電話：022(261)5161

受付時間：平日 午前9時～午後5時

土・日 午前9時～午後4時

県内各地の相談窓口※土・日・祝日・年末年始はお休み

相談窓口	電話
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224(52)5700
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229(22)5700
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228(23)5700
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225(94)5700
東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	0220(22)5700
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226(22)7000

受付時間：平日 午前9時～午後4時

消費者ホットライン お近くの消費生活相談窓口につながります。

ゼロコーナナゼロ 守ろうよ みんなを

電話：0570(064)370

お問い合わせ先 宮城県消費生活・文化課 022(211)2524

6-2 警察相談ダイヤル

警察では県民の皆さんからの様々な相談に対して、必要な助言等を行う相談ダイヤルを設置し、犯罪等の被害の未然防止に関する相談や県民の皆さんの安全と平穏に関する相談を取り扱っています。

直接、警察での対応が難しいものについては、対応を行う関係の機関や団体等をご案内いたします。

お問い合わせ先 宮城県警察 #9110または022(266)9110

6-3 営農の再開に関する相談

被災した農業者の経営並びに生活の速やかな再建を図り、関係者が相互に連携・調整しつつ的確かつ迅速な指導援助を行うことを目的として、下記①及び②を開設しています。

相談・支援内容

- ①東日本大震災営農生活相談所：営農・生活全般の相談
生産技術・経営関係、営農資金関係、農業機械・施設関係、米の生産調整関係、畜産関係、農地整備関係など
- ②東日本大震災早期営農再開支援センター：早期の営農再開の支援
県内外からの求職や移転営農に関する情報の提供など

お問い合わせ先（受付時間：午前8時30分～午後5時）

設 置 場 所	業 務 内 容	連 絡 先
大河原地方振興事務所農業振興部	①	0224-53-3519
大河原農業改良普及センター	①	0224-53-3516
仙台地方振興事務所農業振興部	①②	022-275-9250
亙理農業改良普及センター	①②	0223-34-1141
仙台農業改良普及センター	①②	022-275-8320
北部地方振興事務所農業振興部	①	0229-91-0717
大崎農業改良普及センター	①	0229-91-0727
美里農業改良普及センター	①	0229-32-3115
栗原農業改良普及センター	①	0228-22-9404
東部地方振興事務所農業振興部	①②	0225-95-1435
登米農業改良普及センター	①	0220-22-8603
石巻農業改良普及センター	①②	0225-95-1435
気仙沼地方振興事務所農林振興部	①②	0226-24-2534
本吉農業改良普及センター	①②	0220-41-0201
宮城県農林水産部農業振興課	①②	022-211-2837
(財)みやぎ農業担い手基金	②	022-264-8238
宮城県農業会議	②	022-275-9164
(社)宮城県農業公社	②	022-275-9192

6-4 農林水産関係の相談

○農林水産業の制度資金・融資

お問い合わせ先 農林水産経営支援課金融班 022-211-2756

○農業被害

お問い合わせ先 農業振興課企画指導班 022-211-2833

○農業技術、営農再開

お問い合わせ先 農業振興課普及支援班 022-211-2837

○農作物・農業用施設被害

お問い合わせ先 農産園芸環境課農産食糧班 022-211-2841

○畜産被害

お問い合わせ先 畜産課企画管理班 022-211-2851

○農地・農業施設被害

お問い合わせ先 農村整備課防災対策班 022-211-2875

○林業施設被害

お問い合わせ先 林業振興課企画推進班 022-211-2911

○林道施設被害

お問い合わせ先 林業振興課林業基盤整備班 022-211-2913

○森林被害

お問い合わせ先 森林整備課森林育成班 022-211-2921

○治山施設被害

お問い合わせ先 森林整備課治山班 022-211-2923

○漁業被害

お問い合わせ先 水産業振興課企画推進班 022-211-2935

○漁港施設被害

お問い合わせ先 水産業基盤整備課漁港漁場整備班 022-211-2942

6-5 震災 法テラス（法律相談）

法テラス（日本司法支援センター）では、オペレーターが震災に関するお問い合わせについて、法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報の提供を行います。

震災 法テラスダイヤル：0120-078309（おなやみレスキュー）

※震災関連専用ダイヤル

受付時間：平日 午前9時～午後9時／土曜 午前9時～午後5時

6-6 東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ

被災したことによる様々な悩みを通話料無料の電話で相談していただけます。

こんな悩みはありませんか？

- ・夫婦関係や離婚に関する問題 ・配偶者やパートナーからの暴力
- ・震災後に感じている不安、孤独、喪失感
- ・親族や近隣の人たちとの人間関係
- ・性暴力やストーカー行為など思わぬ困難や被害に関すること

電話番号 0120(933)887(県内限定フリーダイヤル)

受付時間 平日 午前8時30分～午後4時45分

お問い合わせ先 宮城県共同参画社会推進課 022(211)2568

6-7 地上デジタル放送

6-7-1 地上デジタル放送全般

お問い合わせ先 デジサポ宮城 022(745)1500
(総務省 宮城県テレビ受信者支援センター)

6-7-2 地上デジタルテレビチューナー無償給付

地上デジタル放送未対応の被災世帯に対し、簡易なチューナー等の無償給付が行われます。対象となる世帯は下記のとおりです。

地上デジタル放送が視聴できるテレビやチューナー等を1台でもお持ちの世帯は対象とはなりませんのでご注意ください。

対象世帯

- ①半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた家屋の世帯
- ②避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯

お問い合わせ先 総務省 地デジチューナー支援実施センター
0570-033840

6-8 放射線・放射能に関する相談

県相談窓口

電話番号 022(211)3323

受付時間 平日 午前9時～午後5時

○女川町及び南三陸町へ震災前に出された出生・死亡・婚姻・離婚などの届出について「戸籍に反映されていない方がいらっしゃいます」

平成23年1月下旬から平成23年3月11日（金）までの間に、女川町及び南三陸町に提出した戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚など）に関する書類が津波により流出しました。

戸籍に反映されていない方が一部いらっしゃいますので、お心当たりの方は、お手数ですが、下記までお申し出ください。

お問い合わせ先

女川町 0225(54)3131 南三陸町 0226(46)2600
仙台法務局民事行政部戸籍係 022(225)5734

○お問い合わせ先一覧（代表の番号となっている場合があります）

○市町村

仙台市	022-261-1111
（青葉区）	022-225-7211
（宮城野区）	022-291-2111
（若林区）	022-282-1111
（太白区）	022-247-1111
（泉区）	022-372-3111
石巻市	0225-95-1111
塩竈市	022-364-1111
気仙沼市	0226-22-6600
白石市	0224-25-2111
名取市	022-384-2111
角田市	0224-63-2111
多賀城市	022-368-1141
岩沼市	0223-22-1111
登米市	0220-22-2111
栗原市	0228-22-1122
東松島市	0225-82-1111
大崎市	0229-23-2111
蔵王町	0224-33-2211
七ヶ宿町	0224-37-2111

大河原町	0224-53-2111
村田町	0224-83-2111
柴田町	0224-55-2111
川崎町	0224-84-2111
丸森町	0224-72-2111
亘理町	0223-34-1111
山元町	0223-37-1111
松島町	022-354-5701
七ヶ浜町	022-357-2111
利府町	022-767-2111
大和町	022-345-1111
大郷町	022-359-3111
富谷町	022-358-3111
大衡村	022-345-5111
色麻町	0229-65-2111
加美町	0229-63-3111
涌谷町	0229-43-2111
美里町	0229-33-2111
女川町	0225-54-3131
南三陸町	0226-46-2600

○市町村社会福祉協議会

仙台市	022-223-2010
石巻市	0225-96-5290
塩竈市	022-364-1213
気仙沼市	0226-22-0709
白石市	0224-22-5210
名取市	022-384-6669
角田市	0224-63-0055
多賀城市	022-368-6300
岩沼市	0223-29-3711
登米市	0220-21-6310
栗原市	0228-23-8070
東松島市	0225-83-2851
大崎市	0229-21-0550
蔵王町	0224-33-2940
七ヶ宿町	0224-37-2271
大河原町	0224-53-0294
村田町	0224-83-5422
柴田町	0224-58-1771

川崎町	0224-85-1222
丸森町	0224-72-2241
亘理町	0223-34-7551
山元町	0223-37-2785
松島町	022-353-4224
七ヶ浜町	022-357-4796
利府町	022-356-9060
大和町	022-345-2156
大郷町	022-359-2753
富谷町	022-358-3981
大衡村	022-345-6631
色麻町	0229-65-2260
加美町	0229-63-2547
涌谷町	0229-43-6661
美里町	0229-32-2940
女川町	0225-54-4028
南三陸町	0226-36-2955

○仙台市保健福祉センター・市（社会）福祉事務所

仙台市青葉区	022-225-7211
仙台市宮城野区	022-291-2111
仙台市若林区	022-282-1111
仙台市太白区	022-247-1111
仙台市泉区	022-372-3111
石巻市	0225-95-1111
塩竈市	022-364-1131
気仙沼市	0226-22-6600
白石市	0224-22-1400

名取市	022-384-2111
角田市	0224-61-1185
多賀城市	022-368-1141
岩沼市	0223-22-1111
登米市	0220-58-5551
栗原市	0228-22-1340
東松島市	0225-82-1111
大崎市	0229-23-2111

○税務署

石巻	0225-22-4151
大河原	0224-52-2202
気仙沼	0226-22-6780
佐沼	0220-22-2501
塩釜	022-362-2151

仙台北	022-222-8121
仙台中	022-783-7831
仙台南	022-306-8001
築館	0228-22-2261
古川	0229-22-1711

○県税事務所

大河原	0224-53-3130
仙台南	022-248-2961
仙台中央	022-715-0621
(扇町出張所)	022-232-5702
仙台北	022-275-9111
塩釜	022-365-4191

北部	0229-91-0705
(栗原地域事務所)	0228-22-2123
東部	0225-95-1411
(登米地域事務所)	0220-22-6111
気仙沼	0226-24-2121
(南三陸支所)	0226-29-6045

○労働基準監督署

仙台	022-299-9071
石巻	0225-22-3365
気仙沼(臨時)	0226-25-6921

古川	0229-22-2112
大河原	0224-53-2154
瀬峰	0228-38-3131

○ハローワーク

仙台	022-299-8816
大和	022-345-2350
石巻	0225-95-0158
石巻(立町臨時)	0225-21-5390
塩釜	022-362-3361
古川	0229-22-2305

大河原	0224-53-1042
白石	0224-25-3107
築館	0228-22-2531
迫	0220-22-8609
気仙沼	0226-41-6720

○県保健福祉事務所・地域事務所

仙南	0224-53-3115
仙台	022-706-1213
(岩沼支所)	0223-22-2188
(黒川支所)	022-358-1111
北部	0229-91-0707

栗原	0228-22-2113
東部	0225-95-1416
登米	0220-22-7514
気仙沼	0226-22-6661

○県保健所

仙南	0224-53-3115
塩釜	022-706-1213
(岩沼支所)	0223-22-2188
(黒川支所)	022-358-1111
大崎	0229-91-0707

栗原	0228-22-2113
石巻	0225-95-1416
登米	0220-22-7514
気仙沼	0226-22-6661

○児童相談所

仙台市以外にお住まいの方			
中央	022-224-1532	東部	0225-95-1121
北部	0229-22-0030	(気仙沼支所)	0226-21-1020
仙台市にお住まいの方 仙台市児童相談所 022-219-5111			

○教育事務所

大河原	0224-53-3111 (内線567)
仙台	022-275-9111 (内線2515)
北部	0229-91-0701 (内線584)
(栗原地域事務所)	0228-22-2139 (内線268)
東部	0225-95-1411 (内線580)
(登米地域事務所)	0220-22-6111 (内線663)
南三陸	0226-24-2573 (内線509)

○市町村教育委員会

仙台市	022-214-8856	利府町	022-767-2179
白石市	0224-22-1341	大和町	022-345-7507
角田市	0224-63-0130	大郷町	022-359-5514
蔵王町	0224-33-3008	富谷町	022-358-0521
七ヶ宿町	0224-37-2112	大衡村	022-345-5111
大河原町	0224-53-2742	大崎市	0229-72-5032
村田町	0224-83-2037	色麻町	0229-65-2111
柴田町	0224-55-2134	加美町	0229-69-5112
川崎町	0224-84-2111	涌谷町	0229-43-2140
丸森町	0224-72-3035	美里町	0229-58-0500
塩竈市	022-362-7744	栗原市	0228-42-3511
名取市	022-384-2111	登米市	0220-34-2670
多賀城市	022-368-1141	石巻市	0225-95-1111
岩沼市	0223-22-1111	東松島市	0225-82-1111
亘理町	0223-34-0509	女川町	0225-54-3131
山元町	0223-37-5115	気仙沼市	0226-22-3440
松島町	022-354-5713	南三陸町	0226-46-2604
七ヶ浜町	022-357-7440		

宮城県相談窓口案内

県政相談員が被災者の方からの相談をお聞きし、県の機関を中心とした各種相談窓口を御案内します。受付時間 平日 午前8時30分～午後4時45分

相 談 窓 口	電 話	所 在 地
県庁 県政相談室	022-211-2304/2305	県庁 1階
大河原地方振興事務所 県民サビセンター	0224-53-3111(内241)	県大河原合同庁舎 1階
北部地方振興事務所 県民サビセンター	0229-91-0701(内216)	県大崎 合同庁舎 2階
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サビセンター	0228-22-2111(内280)	県栗原 合同庁舎 1階
東部地方振興事務所 県民サビセンター	0225-95-1411(内271)	県石巻 合同庁舎 3階
東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サビセンター	0220-22-6111(内294)	県登米 合同庁舎 2階
気仙沼地方振興事務所 県民サビセンター	0226-24-3186	県気仙沼合同庁舎 1階

※乱丁、落丁、破損等については、宮城県震災復興推進課まで 022(211)2408

宮城県



復興へ
頑張ろう！
みやぎ

平成23年12月発行

編集・発行 宮城県震災復興本部